

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年11月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400036号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400065号

第1 結論

請求者のA社における平成24年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成25年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成24年1月、同年2月、同年4月から平成25年1月まで、同年3月、同年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年1月、同年2月、同年4月から平成25年1月まで、同年3月、同年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年1月1日から同年3月1日まで
② 平成24年4月1日から平成25年2月1日まで
③ 平成25年3月1日から同年5月1日まで
④ 平成25年6月1日から同年9月1日まで
⑤ 平成25年10月1日から平成28年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されている。給与からは、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたので、各請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された勤務状況及び給与額等が記載された資料並びに給料一覧表により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準報酬月額については、前述の資料等により確認できる報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成24年1月及び同年2月	26万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成24年4月から同年8月まで	26万円	—	41万円	50万円	41万円	—
平成24年9月から平成25年1月まで	26万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成25年3月及び同年4月	26万円	41万円	—	44万円	41万円	—
平成25年6月から同年8月まで	26万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成25年10月から同年12月まで	26万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成26年1月から同年8月まで	26万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年9月及び同年10月	26万円	34万円	—	44万円	34万円	—
平成26年11月から平成28年8月まで	26万円	34万円	—	34万円	34万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400038号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400066号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成25年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年1月1日から同年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、平成31年1月1日から同年3月1日までの期間、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間、令和2年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成30年1月、同年5月、平成31年1月、同年2月、令和元年8月、令和2年5月及び同年8月の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年4月1日から同年5月1日まで
② 平成25年6月1日から同年9月1日まで

③ 平成25年10月1日から令和2年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されている。給与からは、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたので、各請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A社から提出された請求者の勤務状況、給与額等が記載された資料（以下「給与明細書」という。）により、別表の第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間③について、A社から提出された請求者の給料一覧表、勤休カード及び給与明細書（以下「給料一覧表等」という。）により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、給与明細書又は給料一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③のうち、平成30年1月1日から同年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、平成31年1月1日から同年3月1日までの期間、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間、令和2年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、給料一覧表等により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成30年1月、同年5月、平成31年1月、同年2月、令和元年8月、令和2年5月及び同年8月の標準報酬月額については、給料一覧表等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年4月	20万円	—	28万円	38万円	28万円	—
平成25年6月	20万円	—	26万円	34万円	26万円	—
平成25年7月	20万円	—	28万円	38万円	28万円	—
平成25年8月	20万円	—	30万円	41万円	30万円	—
平成25年10月から平成26年1月まで	15万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年2月及び同年3月	15万円	—	28万円	36万円	28万円	—
平成26年4月	15万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成26年5月及び同年6月	15万円	—	28万円	36万円	28万円	—
平成26年7月	15万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年8月	15万円	—	26万円	34万円	26万円	—
平成26年9月	22万円	—	28万円	36万円	28万円	—
平成26年10月	22万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年11月	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成26年12月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年1月及び同年2月	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成27年3月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年4月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成27年5月	22万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成27年6月及び同年7月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年8月	22万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成27年9月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成27年10月	19万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年11月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成27年12月及び平成28年1月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年2月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年3月	19万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年4月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年5月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年6月	19万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年7月及び同年8月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年9月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年10月	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年11月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年12月から平成29年2月まで	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年3月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年4月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成29年5月	22万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成29年6月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年7月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成29年8月	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成29年9月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成29年10月	22万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成29年11月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成29年12月	22万円	30万円	—	34万円	30万円	—
平成30年1月	22万円	30万円	—	28万円	28万円	30万円
平成30年2月	22万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成30年3月	22万円	30万円	—	34万円	30万円	—
平成30年4月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成30年5月	22万円	30万円	—	28万円	28万円	30万円
平成30年6月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成30年7月から同年9月まで	22万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成30年10月及び同年11月	22万円	30万円	—	34万円	30万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成30年12月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成31年1月	22万円	30万円	—	26万円	26万円	30万円
平成31年2月	22万円	30万円	—	28万円	28万円	30万円
平成31年3月から令和元年5月まで	22万円	30万円	—	30万円	30万円	—
令和元年6月	22万円	30万円	—	32万円	30万円	—
令和元年7月	22万円	30万円	—	34万円	30万円	—
令和元年8月	22万円	30万円	—	26万円	26万円	30万円
令和元年9月	24万円	30万円	—	30万円	30万円	—
令和元年10月	24万円	30万円	—	34万円	30万円	—
令和元年11月から令和2年2月まで	24万円	30万円	—	30万円	30万円	—
令和2年3月	24万円	30万円	—	36万円	30万円	—
令和2年4月	24万円	30万円	—	32万円	30万円	—
令和2年5月	24万円	30万円	—	26万円	26万円	30万円
令和2年6月及び同年7月	24万円	30万円	—	34万円	30万円	—
令和2年8月	24万円	30万円	—	26万円	26万円	30万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400301号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400013号

第1 結論

昭和56年*月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和58年12月まで

私は昭和56年*月から昭和57年3月までは短大に、その後は専門学校に通学していた。昭和59年4月に就職後まもなくのことだったと思うが、学生であった期間に納付していなかった分全ての国民年金保険料を確かに納付したので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると請求者の国民年金番号「*」(現在は、基礎年金番号に統合済み。)は、昭和61年2月27日にA市で払い出され、オンライン記録により、その資格取得年月日(昭和56年*月*日)の入力処理日が昭和61年3月3日であることが確認できることから、請求者が国民年金保険料を納付したとする時期より後に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、加入時点で請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者が昭和59年3月21日にA市に転入後、前述の国民年金番号が払い出されるまでの間に同市で払い出された国民年金番号を上記払出簿で全件確認したが、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、請求者は未払い分の国民年金保険料の請求があったので全て納付した旨主張しているが、年金手帳の交付について記憶していない旨回答し、国民年金の加入手続、請求期間の保険料の納付時期や納付額等についての記憶も明確でなく、具体的な納付状況等が不明である。

加えて、A市は、請求者に係る国民年金の加入・納付状況が確認できる資料についてはいず

れも保存していない旨回答しており、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、請求者が請求期間当時居住していたとするB市及びC市のそれぞれにおける居住期間に払い出された国民年金番号についても確認したが、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、両市は照会に対し請求者に係る資料を保存していない旨回答している。

さらに、請求者は勤務先の担当者が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う旨陳述していることから事業所にも問い合わせたものの、当時の資料が残っていない旨陳述している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。